

平成28年度 随意契約の公表(建築部)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

平成28年4月1日から同年9月30日までの随意契約
【建築部】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
住宅政策課	平成28年度個性豊かな住環境づくりに係る業務	平成28年4月1日	特定非営利活動法人八尾まちづくり研究会	八尾市山本町南8丁目14-5	1,807,920円	本業務は、住宅マスタープランの基本目標である「パートナーシップの住まい・まちづくり」を実現するためのもので、長期間にわたり本市と連携し、「パートナーシップ型」のまちづくりを行っており、実績があるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
住宅政策課	平成28年度木造住宅耐震診断技術者派遣業務	平成28年4月1日	特定非営利活動法人八尾まちづくり研究会	八尾市山本町南8丁目14-5	単価契約 (年間見込額) 1,165,000円	本業務は、住宅マスタープランの基本施策「災害に強い住まいづくりの促進」における事業として、耐震診断に関する資格が必要となる特殊な業務であり、当団体は「大阪府住宅リフォームマイスター制度」の登録や、耐震診断に関する業務の豊富な実績など、必要とされる能力を有していると認められるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
住宅政策課	平成28年度木造住宅耐震診断技術者派遣業務	平成28年4月1日	特定非営利活動法人 人・家・街安全支援機構	大阪市北区梅田2丁目5-5横山ビル8階	単価契約 (年間見込額) 1,035,000円	本業務は、住宅マスタープランの基本施策「災害に強い住まいづくりの促進」における事業として、耐震診断に関する資格が必要となる特殊な業務であり、当団体は「大阪府住宅リフォームマイスター制度」の登録や、耐震診断に関する業務の豊富な実績など、必要とされる能力を有していると認められるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
公共建築課	竹濑コミュニティセンター建設に伴うガス設備工事	平成28年8月10日	大阪瓦斯(株)	東大阪市稲葉2丁目3-17	3,080,160円	ガス事業法の規定に基づき施工業者が特定される工事に該当するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
公共建築課	用和小学校屋外ガス管改修工事	平成28年8月22日	大阪瓦斯(株)導管事業部北東部導管部	東大阪市稲葉2丁目3-17	1,962,360円	ガス事業法の規定に基づき、施工者が特定される工事に該当するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
公共建築課	刑部小学校屋外ガス管改修工事	平成28年8月26日	大阪瓦斯(株)導管事業部北東部導管部	東大阪市稲葉2丁目3-17	2,260,440円	ガス事業法の規定に基づき、施工者が特定される工事に該当するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
公共建築課	八尾市庁舎消火設備改修工事	平成28年9月7日	(株)キダ設備	八尾市中田五丁目183	2,473,200円	消防法の規定により、早急に連結散水設備の設置が必要となり、同敷地内において防災中枢拠点整備工事を施行中であり、現場敷地内の状況を熟知しているため現場管理に掛かる経費の低減を図れ、工期短縮及び安全で円滑かつ適切な施工が確保できるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当)
公共建築課	八尾市庁舎防災中枢拠点整備に伴う埋蔵文化財発掘調査	平成28年4月1日	公益財団法人八尾市文化財調査研究会	八尾市幸町四丁目58番地の2	5,144,040円	文化庁通知により、公共的団体である同公益財団でないと当該業務を履行できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
公共建築課	八尾市庁舎防災中枢拠点整備に伴う埋蔵文化財発掘調査掘削工事	平成28年4月4日	(株)財部建設	八尾市東山本新町七丁目4-19	4,698,000円	同敷地内において防災中枢拠点整備工事を施行中であり、現場敷地内の状況を熟知しているため現場管理に掛かる経費の低減を図れ、工期短縮及び安全で円滑かつ適切な施工が確保できるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
公共建築課	平成28年度労働者派遣による建築設計業務等実務補助業務	平成28年4月1日	日本リック株式会社	大阪市北区東天満2-9-4 千代田ビル東館4階	(1時間あたり 3,172円) 1,180,815円	本業務においては、新年度予算成立から派遣開始までの期間が短く十分な入札準備期間が取れないため、2カ月の間、前年度同種の業務実績のある相手方と契約するもの。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当)
公共建築課	平成28年度各学校園の小営繕業務	平成28年4月1日	公益社団法人大阪府シルバー人材センター協議会	大阪市中央区淡路町1-3-14	単価契約 (年間見込額) 3,469,872円	高齢者等の継続的な雇用の安定等資することができるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当)
住宅管理課	平成28年度市営西郡住宅9号館エレベータ保守点検業務	平成28年4月1日	東芝エレベータ(株)	大阪市阿倍野区阿倍野筋1-1-43	816,480円	当該装置は同グループ会社が製作した装置であり、同社でないと保守が出来ないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
住宅管理課	平成28年度市営西郡住宅10・11号館エレベータ保守点検業務	平成28年4月1日	東芝エレベータ(株)	大阪市阿倍野区阿倍野筋1-1-43	816,480円	当該装置は同グループ会社が製作した装置であり、同社でないと保守が出来ないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
住宅管理課	平成28年度市営西郡住宅30号館エレベータ保守点検業務	平成28年4月1日	三精テクノジーズ(株)	大阪市淀川区宮原4-3-29	855,360円	当該装置は同グループ会社が製作した装置であり、同社でないと保守が出来ないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
住宅管理課	平成28年度市営西郡住宅33号館エレベータ保守点検業務	平成28年4月1日	日本オーチス・エレベータ(株)	大阪市中央区城見2-1-61	3,589,920円	当該装置は同グループ会社が製作した装置であり、同社でないと保守が出来ないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
住宅管理課	平成28年度市営西郡住宅43号館エレベータ保守点検業務	平成28年4月1日	(株)日立ビルシステム	大阪市北区堂山町3-3	2,099,520円	当該装置は同グループ会社が製作した装置であり、同社でないと保守が出来ないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
住宅管理課	平成28年度市営安中住宅7号館エレベータ保守点検業務	平成28年4月1日	東芝エレベータ(株)	大阪市阿倍野区阿倍野筋1-1-43	816,480円	当該装置は同グループ会社が製作した装置であり、同社でないと保守が出来ないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
住宅管理課	平成28年度市営安中住宅8号館エレベータ保守点検業務	平成28年4月1日	三菱電機ビルテクノサービス(株)	大阪市北区天満橋1-8-30	988,848円	当該装置は同グループ会社が製作した装置であり、同社でないと保守が出来ないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
住宅管理課	平成28年度市営安中住宅9号館エレベータ保守点検業務	平成28年4月1日	東芝エレベータ(株)	大阪市阿倍野区阿倍野筋1-1-43	816,480円	当該装置は同グループ会社が製作した装置であり、同社でないと保守が出来ないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
住宅管理課	平成28年度市営安中住宅10号館エレベータ(階段室型)保守点検業務	平成28年4月1日	シンドラーエレベータ(株)	大阪市北区豊崎3-1-22	1,197,504円	当該装置は同グループ会社が製作した装置であり、同社でないと保守が出来ないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
住宅管理課	平成28年度市営安中住宅16号館エレベータ保守点検業務	平成28年4月1日	東芝エレベータ(株)	大阪市阿倍野区阿倍野筋1-1-43	1,632,960円	当該装置は同グループ会社が製作した装置であり、同社でないと保守が出来ないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
住宅管理課	平成28年度市営大正住宅エレベータ保守点検業務	平成28年4月1日	(株)日立ビルシステム	大阪市北区堂山町3-3	2,019,168円	当該装置は同グループ会社が製作した装置であり、同社でないと保守が出来ないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
住宅管理課	平成28年度市営西郡住宅消防設備(自動火災報知設備等)保守点検業務	平成28年4月1日	(有)マスマ商会	八尾市安中町5-7-9	1,155,600円	当該業務の専門業者であり、日々の維持管理において、現場の状況に精通し、また適切な点検業務を行うことが見込め、これまでに円滑に当該業務を行った実績があるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
住宅管理課	平成28年度市営安中住宅消防設備(自動火災報知設備等)保守点検業務	平成28年4月1日	(有)マスマ商会	八尾市安中町5-7-9	529,200円	当該業務の専門業者であり、日々の維持管理において、現場の状況に精通し、また適切な点検業務を行うことが見込め、これまでに円滑に当該業務を行った実績があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当)
住宅管理課	平成28年度市営西郡住宅入居者用自動車駐車場管理業務	平成28年4月1日	一般社団法人八尾北まちづくりセンター	八尾市高砂町1-75-20	5,016,000円	業務内容として駐車場の清掃や駐車場利用者の申込手続のほか、駐車場敷地内の不法駐車への解消、住宅敷地内の迷惑駐車に対する啓発なども含まれており、その目的を達成するための様々な手法が想定されることから、提案型公募方式とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
住宅管理課	平成28年度市営安中住宅入居者用自動車駐車場管理業務	平成28年4月1日	安中車庫利用者組合管理会	八尾市南本町8-1-21	1,470,000円	駐車場管理については、利用者の自主組織として、自治会に管理業務を委託しており、当該団体に管理業務を委託することは、利用者による自主管理の推進やひいては住民自治の発展に寄与するものと考えられるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
住宅管理課	平成28年度市営安中住宅管理業務	平成28年4月1日	安中市営住宅地区自治会連合会	八尾市南本町8-1-21	596,160円	管理人業務については、住民の自主組織として、自治会に管理業務を委託しており、当該団体に管理業務を委託することは、住民による自主管理の推進やひいては住民自治の発展に寄与するものと考えられるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
住宅管理課	平成28年度八尾市営西郡住宅鳩捕獲業務	平成28年4月1日	イカリ消毒(株)	東大阪市長田中1-5-13	502,200円	当該業務の専門業者であり、日々の維持管理において、現場の状況に精通し、また適切な点検業務を行うことが見込め、これまでに円滑に当該業務を行った実績があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
住宅管理課	平成28年度市営西郡住宅テレビ共聴設備保守点検業務	平成28年4月1日	(株)エッチエスサービス	大阪府中央区城見2-2-22	964,440円	当該業務の専門業者であり、日々の維持管理において、現場の状況に精通し、また適切な点検業務を行うことが見込め、これまでに円滑に当該業務を行った実績があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
住宅管理課	平成28年度市営西郡住宅ポンプ室給水設備保守点検業務	平成28年4月1日	井上設備管理(株)	八尾市西木の本2-20	1,179,360円	当該業務の専門業者であり、日々の維持管理において、現場の状況に精通し、また適切な点検業務を行うことが見込め、これまでに円滑に当該業務を行った実績があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
住宅管理課	平成28年度市営住宅営繕(大工)業務	平成28年4月1日	公益社団法人大阪府シルバー人材センター協議会	大阪府中央区淡路町1-3-14	単価契約(年間見込額)5,664,000円	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第1項に規定する団体から役務の提供を受けるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当)
住宅管理課	八尾市営住宅管理システム保守契約	平成28年4月1日	日本電気(株)関西支社	大阪府中央区城見1-4-24	583,200円	現行システムの開発業者であり、システムの運用相談受付、障害発生時の原因究明や復旧作業について早期対応ができ、業務の安定的な稼働が図れるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
住宅管理課	八尾市営住宅退去者滞納家賃回収等業務	平成28年4月1日	家賃回収業務に係る共同事業体(代表者 弁護士法人 俵法律事務所)	大阪市東淀川区東中島1丁目21番33号 俵ビル2階	①回収金額の40% ②回収不能報告書1件あたり5,000円(年間見込額)900,000円	当該事業者は、公募型プロポーザルの審査を経て、平成26年度から平成27年度まで、本業務について本市と契約を締結していた。 募集当時のプロポーザル審査において、選定委員から高い評価を得ており、契約後も業務を誠実に履行し、期待を上回る回収実績を上げた。また、契約期間中に、債権回収はもちろん、本業務に係るノウハウを蓄積しており、当該事業者と今年度も契約することで、継続的な調査及び納付折衝が可能となる。 以上のことから、当該事業者と随意契約を行った。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
住宅管理課	市営西郡住宅30号館耐震補強に伴うガス設備工事	平成28年6月1日	大阪瓦斯(株)	東大阪市稲葉2丁目3-17	1,529,280円	ガス事業法の規定に基づき施工業者が特定される工事に該当するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)